令和5年度庁議報告事項

第13回庁議(2023年10月4日)

子ども教育部 子ども・教育政策課子ども教育部 育成活動推進課

【件名】

学童クラブ待機児童対策に係る考え方について

【要旨】(目的・内容・対象・時期・今後の方向等)

区は、学童クラブの入所申込数が増加傾向にあり区内の一部地域で待機児童が発生していることから、今後の学童クラブの需要見込みを踏まえた上で、待機児童対策の方向性を示したところである。

今般、この方向性に基づき検討を進め、以下のとおり待機児童対策に係る考え方を取り まとめたので報告する。

1 基本的な考え方

(1) 子どもの安全・安心を確保した対策の実施

子どもが安全・安心に放課後を過ごせるように、学童クラブ事業の実施に必要な面積 及び人員、環境等を確保し対策を実施する。

(2)中長期的な視点を見据えた対策の実施

将来的には、学童クラブの需要見込みは、年少人口の減少に伴い緩やかに減少していく傾向にあると予測されるため、需要見込みを踏まえた上で、持続可能な対策を実施する。

(3)地域の状況に応じたきめ細かな対策の実施

小学校区ごとの地域子ども施設の状況等を踏まえ、誰一人取り残されることのないよう、きめ細かな対策を実施する。

2 取組内容

(1) キッズ・プラザ整備に合わせた区立学童クラブの設置

小学校の改築等に合わせて学校内に専用室を設けた学童クラブの整備を進める。なお、原則としてキッズ・プラザ併設学童クラブの整備が完了し次第、同じ小学校区内の児童館内学童クラブは順次縮小・廃止していく。

(2) 民間学童クラブの誘致等

中長期的に待機児童の発生が見込まれる場合は、特色ある民間学童クラブの新規開設や定員拡充に向けた支援を行う。

ただし、将来的には学童クラブの需要見込みは緩やかに減少していく傾向にあると 予測されるため、中長期的な視点を見据えて実施していく。

(3) 区有施設を活用した定員の確保等

キッズ・プラザ併設学童クラブを整備済みの小学校区については、児童館内学童ク

ラブを縮小・廃止していくことが原則であるが、待機児童の発生が予測される場合は、 児童館内学童クラブの運営を暫定的に継続する。

(4) 放課後の居場所の充実及び周知広報の強化

児童館の開館日等の拡充を検討するとともに、多様な放課後の過ごし方を紹介する パンフレットや動画を作成するなど、区立学童クラブ以外の放課後の子どもの居場所 の充実や周知広報の強化を図っていく。

(5) 需要見込みのピークに対応した暫定的な定員拡充

需要見込みのピークにおいて、一時的に待機児童の発生が予測される場合は、放課 後の空きスペース等を確保して、学童クラブの定員を暫定的に拡充する。

3 今後の予定

学童クラブ待機児童対策に係る考え方を踏まえ、待機児童の解消に向けて、取組の強化・拡充を図る。